埼社協第４９０２号

令和５年３月８日

県内児童養護施設長

県内児童自立生活援助事業管理者

県内小規模住居型児童養育事業管理者

嵐山学園長

埼玉県里親会会長　　　　　　　　　　　様

埼玉県各児童相談所長

さいたま市子育て支援政策課長

さいたま市児童相談所長

さいたま市里親会会長

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

事務局長　　鈴木　智行

　令和５年度埼玉県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

の実施について（依頼）

　本会事業の推進につきましては、御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

　さて、令和５年度の標記資金貸付事業の実施にあたり、実施要綱の改正（医療費の貸付について）が予定されています。詳細につきましては、要綱改正後改めて通知いたしますが、貸付実施にあたっての借入希望者、施設等職員、本会職員の三者による面接は、**要綱が改正されるまでの期間、令和４年度の手引きや様式を使用して行います。**（貸付の決定は令和５年４月１日以降となります。）

　要綱改正後は、令和５年度の手引き、様式をご利用ください。

　面接の実施にあたっては、日程調整並びに、申請書類の確認及び取りまとめにご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　申請期間について

**（１）令和５年４月からの貸付を希望する場合　令和５年３月１５日（水）～令和５年５月３１日（水）**

**（２）令和５年５月からの貸付を希望する場合　随時**

**２　面接日について**

**面接は令和５年３月１５日（水）から実施します。**

原則平日に実施しますが、令和５年３月１５日から令和５年５月３１日までの申請期間においては、入社早々に休暇取得ができないなど、やむを得ない理由がある場合は、土日で面接日を調整いたします。その場合は令和５年３月３１日（金）までに土日での面接希望の人数、日時（第３希望まで）を下記担当あてにお電話ください。

３　医療費の貸付について

　　現在、国から具体的な実施方法について示されておりません。念のため、申請をご検討の方は、医療費を支払った領収書等を保管しておいてください。

　　　　　　　　　　 担　当

福祉人材センター　橋本・永田・五十嵐

電話　０４８－８２４－３３７０